

## 研究ノート

### 中小企業の組織化原理と組合活動（1） —わが国での系譜をめぐって—

寺 岡 寛

1. 中小企業と組織化政策
2. 産業組合の歴史的変遷
  - 2-1. 産業組合の歴史的展開（以上、本号）
  - 2-2. 産業組合の問題と推移（以下、次号）
3. 産業組合の問題と課題

キーワード：産業組合、組織化政策、組織化原理、反産運動

#### 1. 中小企業と組織化政策

わが国の中小企業政策を長期的に振り返ったときに、その一つの大きな流れは中小企業、とりわけ、小零細企業群を対象にした組織化政策であることは自明であろう。この政策的根拠は、小零細企業のもつ経営資源（特に資本面）の限定性と、市場での脆弱な立場への政策当局者の認識から派生したものである。

こうしたミクロ的認識を、国民経済というマクロ的側面、さらにより具体的には産業育成という政策的視点からすれば、こうした脆弱な小零細企業を組織化することによって、一つの産業育成に繋げることは十分な可能性をもつ政策論理として認識された。したがって、こうした政策視点への関心は明治時代においても存在しており、事実、組織化政策のより具体的形態としての組合をいかに組織させ、当時の輸出型、あるいは、輸入代替型の産業育成にいかに結びつけるかが試行錯誤されてきた。

ここで、わが国の中小企業政策の現状を振り返ると、第二次大戦後の産業復興さらには高度成長期の輸出振興において、組織化政策が大きな位置を占めたものの、現在はこうした中小企業の組織化という政策論理における統合原理は後退し、個別中小企業の経営革新という方向が大きく打ち出されてきた。この背景には、産業そのものによって、その国際競争力が大きく後退して、産業という組織化原理の中心にある組合という政策単位がいまや有効な統合原理を維持し得ないという現状があることにほかならない。

他方において、中小企業政策は、その対象としての中小企業の数的「膨大性」ゆえに、ある種の統一的あるいは同一範疇的な政策対象の「くくり」を前提としないかぎり、その実施には困難性が付随する。ここに、組織化の論理は産業単位として貫徹させることが困難であるにもかかわらず、中小企業政策の実施においては、その何らかの組織原理をいまもなお必要とさせているジレンマが存在する。

しかしながら、こうしたジレンマは中小企業政策の極めて現代的な課題でなく、事実は、戦前の組織化政策の主流を占めた産業組合政策の形成過程においても観察できる問題であり、当時の政策論理と小零細企業群の存立基盤や存立条件、さらには企業主などの意識と相克など、そこには、いまなお中小企業政策における上述のジレンマなど現代的な課題を見出しうることができる。

小論では、戦前期の産業組合に関する論文集などを取り上げ、そこに見られる組織化政策の問題点と課題を明らかにするとともに、その歴史的意義と、現在の組織政策のあり方に示唆する点について手がかりを得たい。

## 2. 産業組合の歴史的変遷

### 2-1. 産業組合の歴史的展開

産業組合の根拠法となった産業組合法は、わが国において明治33〔1900〕年3月に公布され、同年9月に施行となった。この法律制定に至った経緯とその後の動きについては、『産業組合全書』の一巻として発行された『日本産業組合史』（昭和10〔1935〕年）の著者である東浦庄治<sup>1)</sup>は、その「序」においてつぎのように簡潔に明らかにしている。

「日本の産業組合は大体農業政策的見地から勧奨されたものであり、その結果産業組合の活動も農業政策の転換を基準として考へると非常に明瞭に浮かび上がって來るのである。……明治30年代になると、日本の資本主義的發展にも一定の軌道が出来、農業の如きは資本主義發展の不可能なるものたることが明かとなった。だからこれを資本主義的發展に対応せしむる必要があって、ここに全般的な農業の生産増殖政策が生まれたのである。産業組合も亦この政策に一役買っているのである。然し日本の農業では經營資本を新たに要することが少ないので、此の時代産業組合はあまり問題とならず、技術的發展に関する団体が重要視された。その結果此の間に於ける産業組合の活動は非農民的となり、主として信用組合として、地主一中農に利用された。貯金は銀行預金、有価証券となり、貸付金も亦村の有志によって農業外の投資や消費に持ち出された。販売購買等の事業は技術に関連する農会や同業組合によって優位を占められたのである。此の関係は大体的にいって昭和4年までつづいた」<sup>2)</sup>。

ここで、信用組合を中心とする産業組合という「此の関係」が昭和4〔1929〕年まで続いたとわざわざ断つてのことには理由がある。これはいうまでもなく、昭和恐慌の時点までといふこ

とである。この時期のわが国農村の疲弊は、農民救済政策と農作物価格の維持政策を必然化させていった。これにつれ、産業組合もまた大きな転機を迎えていた。東浦自身は、この点について「農民救済の資金放出には強き農民の協同的、自己責任組織が必要であり、価格政策には経済的に自己責任的な組織の統一的活動が要求される。現に産業組合が農業政策の担当者として重要視されるのはこのためである。産業組合は最早地主一中農的なものとして、国家の要求する農業政策を担当し得ないのである。ここに國家の産業組合も変容し、その社会的作用も自ずから異って来る。此の考へ方で本書は書かれたのである」<sup>3)</sup>と述べている。以下、東浦の「産業組合史」論を中心にわが国の産業組合の歩みを振りかえっておこう。

いうまでもなく、協同関係原理そのものは近代社会的なものでなく、封建社会にも存在した<sup>4)</sup>。問題は「資本主義社会に於ける協同組合に関する」組織原理のあり方である。東浦もまたこうした問題意識をもつ。当時の一般的認識においては、協同組合は産業的協同組合と消費経済的消費組合に分離し理解されているのが普通であった。東浦もこの分類に沿って、論を展開している。ここで対象とされるのは前者の「独立生産者」を機軸とする協同組合であり、その特徴は「未分離の層としての独立生産者は、それ自身常に独立生産者たる地位を希望し、進んでは資本家に上らんとする野望を持つて居る。而して独立生産者のある種類は、ある時代に於てはかかる野望を達しました。独立生産者の協同運動は、その上限から下限に至るまで資本主義の埒内で、自己の資本家的高揚—これをも解放といふべきであろうか—を志向する。これが独立生産者の協同運動を一貫する特質ではなかろうか」<sup>5)</sup>と指摘される。

他方、日本においては後者の協同運動の発展は遅れた。この背景については、「日本の産業組合運動は農村産業組合を中心とするもので、労働者消費組合の発達は著しく遅れて居る。何故にかくの如き事態が現はれたかといふこと……然るに日本に於ては一方に多数の独立生産者が存在すると共に、他方に多数の労働者が存在する。その何れもを組織化することが資本にとっては必要ではないか。……日本に於ける農村産業組合の発展にとって、重大な要素は官庁の哺育にあり、消費組合が未発達の状態にあるのはその育成がなかったからであるという主張が強く行われて居るからである。官庁的保護が何故に農村協同組合に厚かったのか、問題の基点はそこにある。此の結論を先に言へば農民の側よりする流通組織合理化運動が労働者のそれより、官庁的見地において重大であったことに帰する。何故に重大であるか、このことを明かにするには、日本の資本主義の特質、その蓄積運動内部に於ける農業の地位を解明しなければならぬ」<sup>6)</sup>とされる。とりわけ、後半の指摘は本書の問題意識の底流を為す。すなわち、東浦の「要するに日本では労働者消費組合が保護助長せられず—むしろ圧迫せられ、農村産業組合が哺育せられたといふ事実の中に、独立生産者の協同組合の有する特殊の意味を理解すべきである」<sup>7)</sup>という指摘である。

では、農村における協同組合運動の進展をどのようにみるのか。東浦はその発展については、「かかる哺育は中農の存続が日本資本主義の発達上不可欠であったからである、といふ点までは

人々に異論はないが、次ぎで然らば産業組合運動はかかる目的一中農の維持一に役立ち得たか、といふ点になると議論が分かれるのである」<sup>8)</sup>と述べる。わが国の資本主義的発展と協同組合運動との歴史的連関が問われて当然である。東浦は産業組合史における時代区分として、「産業組合法」発布まで、昭和恐慌期、昭和恐慌後を設けている。徳川期における「協同組織」の所在については、通常、無尽、郷蔵、報徳社などの存在が言及される。東浦はわが国の産業組合法の制定に大きな役割を果たした平田東助<sup>9)</sup>『信用組合論』について「實に痛烈な批判であつて、新時代の産業組合運動が如何に旧時代のそれと対立したかを見ることが出来るであろう。而も後來の産業組合研究者が猶ほ且つこれ等のものを無下に研究の尙外に置き得ないのは何故だろうか」<sup>10)</sup>と疑問を呈する。徳川期の協同的組織を度外視できない理由について<sup>11)</sup>、①「徳川期に於ける諸の組織が、明治の改革によって破壊されなかつたといふことである。……特に農村の経済組織は旧来のものが伝承されたから、頼母子・報徳社等の組織もそのまま新たなる社会に於ける組織として再現したこと、②「構成者たる農民の本質、其の生産方法、経済的地位に相違が少ないので此等の作用にも似たものがある」、③「徳川末期はむしろ所謂先資本主義時代であつて、此の時代の協同組織には資本主義の發展に副ふて構成されたと見なければならぬ時代が相当存する」<sup>12)</sup>。

なお、東浦は「郷蔵」については、「郷蔵制度はその運用の実例から見ても凶作による農民の餓死を防除することは唯一の目標としている。農民は封建社会の物質的基礎であつて、これが滅失することは封建支配者の脅威である。だから、君主は曾てはかかる場合の備へとして御備米を自ら持つたものだ、郷蔵は此の責任一餓死から逃避する所の責任を君主の手から農民の方に置き換えた制度である。それは狭隘なる経済圏と、非商品的経済を基礎とする社会の生産物である。此の意味で、これは全然『封建的』なるものであるが、然しここに猶強制せられたる『自主性』或は『自己責任制』の初步的な初端的な形態を見るものである」<sup>13)</sup>と位置づける。他方、頼母子（信仰としての「講」と救済目的の「講」）は「救済的の講に於てはそれ自身農民の一種の自己保存の性質もあつた。徳川期に於ては租税の納稅義務者は『村』であった。従つて極めて租税の高かつた当時に於て村の一員が経済力を喪失して、納稅の責を果し得ないといふことは村にとつては重大なる打撃であった。ここに責任の共同負担者に対する相互扶助がある。……報徳社に就いては、……ここで一方貯蓄、他方高利貸の排除或は生産資金の貸付けが行はれたことは事実で、これ等の関係を通じて農業に於ける生産力の發展が齎らされたことを否定するわけには行かない。只その生産力の發展は『分度』を超ゆることを許されなかつたのであって、それは封建的関係の強化に役立つたのであるが、然しそのことを通じて、資本主義の發展も期待されるのである」<sup>14)</sup>。

他方、維新後の協同組合制度の発達に関しては、東浦は明治33 [1900] 年3月7日の「産業組合法」発布までの期間の産業組合を二つに分けて論じる。

①自然発生的に出来た協同組合（生糸、茶などの販売組合、購買組合）、貯畜組合、徳川期の頼

母子、報徳社なども加える。

② 外国の協同組合運動に触発・移植されたもので、その一つは消費組合及び保険組合、二つめの流れはドイツ流の産業組合（品川や平田による）。

この両者の関係について、東浦は「大体自生的なものが移植的なものに居り、移植的なものの中に自生的なものの性格が強く現はれていることを忘れるべきでない。産業組合運動が一色に塗りつぶされた以後に於て、此の性格が種々の形で現はれているといふことは極めて重大なる問題なのである」<sup>15)</sup> と述べる点は、その後のわが国の産業組合発達史を見ておく上で重要な視点である。

最初の分類での貯蓄組合については、明治期において徳川期から継承された自営農民が「小規模な農業経営を営み乍ら、他方かかる商品経済の社会に投げ込まれたといふことは、……農民の経済には自然の『凶作』の外に価格の変動が重要な問題となつて來たのである。此の『生産力の不進歩』とその商品生産化とはやがて『農業』の基礎を脅かすこととなる。……ここから日本に於ける資本蓄積運動と重大な関係を有する租税金納制の円滑なる進行の滑財としての『貯蓄組合』の問題が生まれて來る」<sup>16)</sup> とみる。要するに、物納制から金納制への変化は、農民に価格変動の影響を及ぼすこととなった。明治政府は当然ながら地租収入の安定のために貯蓄を奨励することとなる。

その後の貯蓄組合運動の高揚は、明治30年代に大分県の勤勉貯蓄組合準則、石川県の貯蓄組合準則、秋田県での報国勤儉組合奨励会での取り組みなどからも忖度できよう。東浦は、明治38〔1905〕年末、大分県で貯蓄組合1,700以上、香川県で305が設立されていたという数字を紹介している。こうした背景には、①郵便貯金制の定着（明治8〔1875〕年の内務省預金規則、明治20〔1887〕年以降に郵便貯金と名づけられる）、②貯蓄銀行制度の導入（明治23〔1890〕年、貯蓄銀行条例）、③興業意見での貯蓄の強調<sup>17)</sup>、があった。貯蓄組合について、東浦はつぎのように「観察」した。

「地租改正は『土地所有者』を租税負担者とした。これは税制上の重大改革であって、当時に於ける貯蓄組合の性質から見て、組合の構成員が主として地主一自作農であつたことは理解される筈である。貯蓄組合はそれ故に地主富農的性質を持ち、その貯金は彼等の資本主義社会に於ける個人的向上に向けられた。……農業憂く見合いは、その發達せる形に於ても、この貯蓄組合的性質を脱却することは困難なのである。」<sup>18)</sup>

他方、販売組合としての歴史的発展は、生糸においてその端緒的形態を見出すことが出来る。明治11〔1878〕年の碓氷座繰製糸社（いわゆる碓氷社）はこうした先駆例である。営業製糸家の組合である製糸組合と農業者の組合である碓氷社との相違に関して、東浦は両者の規定要綱や約定書を検討しつつ、明治以降のわが国の生糸に対する品質の統一が求められ、「これが即ち共同揚返所の設立、共同販売組合の設立となつたわけで、私共は實に生糸販売組合の成立の一般的基礎を此處に見るべきであると思ふ。この事実を製糸会社、碓氷社、甘楽社等の設立事情に就いて見

れば充分具体的の説明がつく」<sup>19)</sup>と述べつつ、私見として「要するに当時の『協同組合』は資本主義発展の一仮定としての資本集結、協業、商品集結の一色に規定されるべきものであって、碓氷社の如きも『協業』の代表的傾向を示し、且つ不足原料の『購入』規定を通じて、充分資本主義的に発展する要素を持ったのである。……然らば何故にこれ等の協同組合が凡て一様に資本主義的発展をとげなかつたかといふ問題が最後に残る。この点に於いては営業製糸家と、農家副業との性質による差異を考へなければならぬ。……農業がその産繭を以て原料とすることを原則とする場合には、『協同組合』は組合員農家の原料生産力に限定されて、急速に発展することが出来ぬ。……営業製糸家の協同組合は、営業製糸家それ自身の発展によって、漸次その協同組合としての性質を喪失した。製糸業と養蚕業との分離が資本主義発展期に於て必要であつた結果であつて、資本主義発展期に於ける協同組合の姿を茲に見る」<sup>20)</sup>と分析した。

当時、生糸と並んでわが国の代表的輸出商品であった茶に関しては、生糸との比較において、東浦は静岡県の販売組合であった「盆集社」の事例を紹介しつつ、「同じく海外貿易の発展、その急速なる発展に乗じての不正、不信の事実、粗悪品の生産を排除する方向にあり乍ら、茶の場合にあつては『販売組合』よりも『同業組合』の発展が重大であり、生糸に於ては『共同販売』が重要な問題として現はれた所に注目すべきである」<sup>21)</sup>と指摘した。販売組合ということでは、他の農産物でも結成されていた。とはいえ、生糸や茶に共通した問題が観察できた。原料購買組合については、神奈川県の肥料の「同伸社」が紹介されたが、この時期に顕著な発展があつたとは言い難い。

以上にみた自生的な協同組合に比して、移植型の組合運動はどうであったろうか。これには、周知のように大別して英國流の消費組合とドイツ流の産業組合があった。東浦は、本邦初の消費組合として成島柳北等によって明治11〔1878〕年頃に設立された「共済会」、共立商社（東京）、共立商店（大阪）などに言及している。実際のところ、わが国では、明治10年代に西南戦争による物価騰貴を背景とした消費組合運動が盛り上がったが、その後は明治30年頃までは沈静化した経緯がある。これについて、東浦は「實際此の運動は当時の新進俸給生活者によつて作り上げられたもので、……当時の消費組合が高級の知識階級によつて構成されていたこと」<sup>22)</sup>と分析する。成島等の共済会などは協同保険組合の性格も有していた。

品川弥次郎<sup>23)</sup>や平田東助等が移植に大きな影響力をもつたドイツ流の産業組合運動についてみておこう。東浦は両者のこうした運動への関心の背景として「彼等は資本主義の結果として中産階級の没落が必然であり、これが救済は産業組合運動組織によらねばならぬといふ思想を堅く持つて居り、品川氏の大蔵就任に機会にこの素志を貫徹せんとしたものと見るべき」<sup>24)</sup>と分析する。平田は、当時、法制局にあって、内務大臣品川は平田に「信用組合法案」の立案を委嘱し、同法案は明治24〔1891〕年11月に貴族院に提出されたが、議会解散によって日の目を見ることはなかった。この法案に関して、当然ながら賛否両論があった。この点については、東浦は「信用組合

法案に対しては横井氏等の反対論があつたけれども、扱て実際産業組合法を作つて、運用した暁の成績は、極めて最近まで、信用事業が日本では中心であつたし猶現在でも我が産業組合運動の中心が信用事業であるといふことである。この事実は後に産業組合の奨励が平田氏等によつて行はれたからといふ如き偶然的事実に基くのではなくて、日本の協同組合として何が要求されたか、といふ事実に基くのである。そしてこれは明治以来の貯金組合思想と重要に関連する」<sup>25)</sup>と指摘する。

貯金組合思想やその運動との関係は、品川や平田と報徳社の関係者との意見交換などもあったと思われる。信用組合法案が頓挫したとはいへ、明治25〔1892〕年には静岡県に掛川信用組合、見付報徳社連合信用組合、興洋信用組合、三川信用組合、清水港信用組合、翌年には品川が開墾開発を指導した那須に笠松信用組合が誕生している。この背景には、東浦が「中小産者は一特に農民は一資本主義の並みの中で潰滅すべき運命に置かれたが、此れを保持することは日本の資本主義的發展に必須であつた。而してその『保存』は一つには彼等に勤勉貯蓄をなさしめ、それをなすの便宜を輿ふること、二つは積極的に農業を振興して、彼等の収入を増加すること、の外にない。しかも農業振興は即ち国力充実の基礎工作と考へられた。信用組合出現の背景としてこの事實を見るべきである」<sup>26)</sup>の指摘のような現状があった。中小農の没落は國家の財政負担を大きくし、さらには日本の資本主義的發展に大きな障害となるとみられたと言つても良い。すなわち、

① 品川の信用組合法案の説明で、「中産以下の人民が其の産を破り又其の業を失ふ……ことが此の勢で止みませなかつたならば、人民自治の精神は全く消え失せて多数の人民は小数なる金満家の專制を受けまして、中以上の金満家も亦竟に此の自治の労費、或は救済惠恤等ヤレ洪水、ヤレ大風、ヤレ海嘯、實に天災各国に勝れて不幸にも天災地方の多いわが国でありまして此の中以下の人人が成り立ちませぬと、其の費用の出所といふものは矢張り中以上の財産に及ぶわけで到底この有様で行きますれば堪へられるぬであろうと考へます」<sup>27)</sup>という指摘。

② 中小農民の没落と高利貸しへの依存は、やがて農業生産そのものを停滞させていく可能性の大きさ—「信用組合法案に現れた思想の中には一面強力な『生産力發展』への要求が現はれているが、他面に於ては中小産者の消極的保護が強く現はれていることである」<sup>28)</sup>。

東浦はこれらの諸点をわが国の資本主義的發展の構造的問題として、「私は明治初年の協同組合たる生糸、茶の販売組合、保険組合、消費組合の諸運動の中に、此の極度な混成的形態を見るのである。これ等の中で資本主義的な發達の可能な部面は漸次資本主義的に蛹化して行った。そして僅かに蛹化し得なかつた部分が協同組合的なるものとして止つたのである。従つて此の種の協同組合は性格的に資本主義的なものであった」<sup>29)</sup>と指摘して、協同組合的なるものの変化に二種類あるとした<sup>30)</sup>。

1) 「組合其物から資本的企業に転化したもの」—「協同保険組合が資本主義的株式会社に、又

販売組合としての交水社、郡是等が資本主義的企業に転化せるもの」。

2) 「組合構成員が資本家として発展し、組合に質的变化を與へたるもの」—「長野等に於ける営業製糸家の協同組合が、製糸業の資本主義的発達と共に、同業組合的機能に転化したるが如き其の著しい例である」。

信用組合法案が成立しなかったことで、品川と平田は組合設立を民間に働きかけた一方で、農商務省や学者等も産業組合制度について調査・研究する気運となっていました。明治30 [1897] 年には第1次「産業組合法案」(組合形態としては、信用組合、購買組合、販売組合、製産組合、使用組合)<sup>31)</sup> が提出された。同法案はまず貴族院で審議されたが、結果的には審議未了となった。反対者の論点について、東浦は「要するに議会（委員会）の意向としては、産業発達の目的を以て組合を発展せしめんとなれば、大体信用組合を以て充分とする。それ以上の組合組織はむしろ有害である。生産、販売に関する経済行為は自由に放任すべきであるといふにある」<sup>32)</sup> と総括した。

「産業組合法案」は、明治33 [1900] 年2月に若干の修正を以て衆議院に提出され、その後、貴族院での審議を以て成立した<sup>33)</sup>。最初の法案との比較においての差異は、製産組合と使用組合を併せて生産組合としたほか、組合事業の兼営に関しては信用組合は他事業を兼営できないこと、組合組織に従来の有限と無限に加えて、保証責任組織を加えたこと、一人の持分を10口内としたことなどである。同法案が成立するまえの明治31 [1898] 年末について組合結成数をみると（農商務省調べ）、信用組合144（組合員数21,654名）、原料購買組合39（8,733名）、製産組合14（1,068名）、器具使用組合8（352名）、販売組合141（32,561名）となっていた。「産業組合法」はその後、6回にわたって改正されることになる。

明治39 [1906] 年に第一次改正が行われた。この改正では、信用組合の兼営、総代会、組合脱退の場合における持分払戻方法の修正、登記手続の簡便化などが可能となった。第二次改正はこの3年後であり、東浦は「この改正は実に産業組合上画期的な改正を称して良い」<sup>34)</sup> と評価を下す。具体的には、産業組合連合会の設立、産業組合中央会（実際には明治38 [1905] 年2月に任意団体としては設立済み）の設立が可能となったことである。また、購買組合の加工許可、信用組合の予約加入制度、登記手続の一層の簡易化、産業組合の登録税の軽減も認められた。第三次改正は大正になって行われた。大正6 [1917] 年のことである。この改正では、市街地信用組合、信用組合業務範囲の拡大、生産組合業務の範囲の拡大、組合員の一人当たり出資口数制限の引上げ、信用組合連合会に対する債務保証、取立て業務の許容などが行われた。市街地信用組合の設立に関しては、「当時市街地にあつては悪辣なる金融業者が一般中小商工業者を搾取すること著しいものがあった。大蔵省は此の状況に鑑みて庶民金融機関の整備に就いて明治41、2年頃より調査を進めて来たのである。市街地信用組合はその結果生まれたもので」<sup>35)</sup> あった。この時点の産業組合制度のより重要な改正点は、信用組合の貸付業務の拡大を認めたことであり、「日本勧業銀行や、農工銀行もその設立当初に於ては『産業資金』の供輿を以て目的としたが、後にはかかる制限を除

去した。産業組合法に於ても設立当初『産業資金供輿』を目的としたが、日本に於ける産業組合の本質上かかる制限は意味をなさないのである。自然組合の活動が本格的となるに従つて、この改正を余儀なくしたものであろう」<sup>36)</sup>と東浦は解釈する。

第四次改正は大正10〔1921〕年であった。この改正では、前回の改正で認めた産業組合連合会に、事業機関としての全国連合会の設立を許可したこと（ただし、信用組合連合会は認めなかつた）に加え、購買組合、同連合会の自己生産事業の認可、生産組合の名称を住宅組合の普及を意識して利用組合へ改めたこと、理事欠員の場合の補充方法として監事招集を認めたこと、必要に応じ地方長官に理事選任権を与えたことなどであった。第五次改正は大正12〔1923〕年の「産業組合中央金庫法」の制定に関連した。大正15〔1926〕年の第六次改正は、利用組合設備（電気設備、水道、浴場、種蓄、乾繭装置）の員外利用、住宅供給への地方税免除、出資払込前の特別配当の許容であった。なお、産業組合に関連した重要な立法措置は、大正6〔1917〕年の「農業倉庫法」と大正15〔1926〕年の「農業倉庫業法」であった。前者は明治43〔1910〕年の全国産業組合大会から制定を求めてきた立法措置であり、この背景には米価格の乱高下があり、とりわけ、大正期においては国内米価の高騰期には台湾や朝鮮からの米の緊急輸入措置、輸入税の撤廃、逆に米価の低落期には輸入米の受渡代用制の廃止などを図っている。したがって、この時期の「農業倉庫法」の制定は、国内米価安定のための措置であり、農村地帯での調整備蓄のための倉庫建設に対して補助金が支出されることとなった。後者の立法措置では、産業組合連合会に共同繭倉庫の経営を認めたほか、農業倉庫証券の単券制度化、農業倉庫やその敷地への不動産取得税免除、産業組合連合会の連合農業倉庫経営の許容などであった。

産業組合数からみるかぎり、わが国の産業組合運動は明治後半から興隆したとみてよい（第1表参照）。この背景については、東浦の指摘のように、組合設立条件の緩和化あるいは簡素化という要因のほかに、日本経済そのものの発展という要因があったことはいうまでもない。ただし、

第1表 全国産業組合累年比較表

年 次	総組合数	調査組合数	同組合員数	1組合平均組員数
明治33〔1900〕年	26	—	—	—
38〔1905〕年	1,671	836	68,563	82
43〔1910〕年	7,308	4,922	534,085	109
大正4〔1915〕年	11,509	10,374	1,288,984	124
9〔1920〕年	13,442	12,189	2,290,235	188
14〔1925〕年	14,517	13,379	3,935,748	272
昭和4〔1929〕年	14,047	13,106	4,571,785	347

出所：東浦庄治『日本産業組合史』高陽書院、昭和12年（修正第3版）。

大正から昭和にかけての組合数の低下については、「尤も此の間に於て調査組合員数は増加しているので、堅実は組合は返つて発達しつつあったものと見られぬこともない」<sup>37)</sup>と東浦は判断を下しつつ、組合ごとの特徴について「信用事業が断然頭角を抜いて発達したこと。その中でも貯金業務が特に著しく発達したことは一つの目立つた事実である。又販売事業に就いて見ればその発展は比較的遅々として僅かに2億5千万円を算するに過ぎない。購買事業を大正9年頃までは急速な発展を遂げたのであるが、これを頂点として殆ど全く足踏み状態に立ち至った。これは勿論この年代に於ける購買事業の失敗が重要原因をなしているのである」<sup>38)</sup>と指摘する（第2表～第4表参照）。

他方、産業組合連合会が「産業組合法」の改正によって法的規定され、大正期には地方連合会が展開し、その上部機構として全国連合会が活発な活動を行うことが期待された。とはいえ、実際には大正12〔1923〕年までは、こうした方向性は実現されなかった<sup>39)</sup>。

第2表 産業組合資金累年比較（単位：1,000円）

年 次	払込済主資金	積立金	借入金	貯 金	合 計	余剰金
明治38〔1905〕年	1,328	211	385	423	2,247	na
43〔1910〕年	1,407	1,407	3,258	7,204	19,348	na
大正4〔1915〕年	7,967	7,967	16,247	29,617	76,018	2,895
9〔1920〕年	55,543	24,558	50,148	224,320	354,605	5,165
14〔1925〕年	142,581	61,719	90,390	654,901	949,593	18,021
昭和4〔1929〕年	316,248	104,593	197,224	1,108,366	1,626,432	19,698

出所：同上。

第3表 信用事業累年比較（単位：1,000円）

年 次	貸 付 金			貯 金 年末現在
	貸 付	償 還	年末現在	
明治38〔1905〕年	2,856	1,359	1,497	423
43〔1910〕年	35,411	13,505	11,905	7,204
大正4〔1915〕年	106,639	54,420	52,219	29,617
9〔1920〕年	452,451	266,263	186,188	224,320
14〔1925〕年	1,200,477	668,879	531,598	654,901
昭和4〔1929〕年	2,030,484	1,133,277	897,206	1,108,366

出所：同上。

第4表 販売・購買利用事業累年比較（単位：1,000円）

年 次	販売金額	購買金額		利用料
		購買額	売却額	
明治38 [1905] 年	1,351	507	—	10
43 [1910] 年	11,267	7,461	—	na
大正4 [1915] 年	40,777	27,549	28,312	236
9 [1920] 年	126,912	152,061	157,942	835
14 [1925] 年	216,017	152,169	160,563	3,927
昭和4 [1929] 年	254,555	155,174	163,919	5,826

出所：同上。

東浦は全国中央会の必要性について「大日本産業組合中央会といふが如き団体が作られなければならぬか。・・・要するに一面では官庁の指導奨励を以て足らざる所を補ひ、他面では官庁に対して組合側の意のある所を明かにする所の機関として、この中央団体が必要だといふことは組合関係者一般に、既に痛感せられていたのである」<sup>40)</sup>と当時の背景を記している。とはいえ、実質的には、すでに明治38 [1905] 年には平田東助等政府関係者も入り、東京で大日本産業組合中央会設立協議会が開催され、中央会の実質的設立が企図されていた。その後の展開をみると、明治43 [1910] 年初に設立登記され、平田が会頭職に就いた。この意義をどのように解釈するかであるが、東浦は「中央会が農商務省と相呼応して或は組合の設立、指導に、教育、宣伝に或は各組合間の連絡に（全国産業組合大会、其他の各種協議会）精進し来つたことは日本産業組合史に於ては特記されなければならないのである」<sup>41)</sup>と評価した。

他方、地方連合会は、「郡単位の組織を持つことと、今一つの信用組合連合会が最も多かつたことに就いて一言を費す要がある。第一の点に就いては産業組合の地域主義の特質に基くといふことと、一県内でも組合発達の濃度を異にして居たといふこと、及び当時産業の発展に対して『郡』が重要な役割を演じていたことを挙げなければなるまい」<sup>42)</sup>という実態を背景としていた。なお、事業別連合組合の当時の活動状況に関しては、第5表から第8表に示している。こうした数字から見る限り、連合会数は大正末期から漸減しているが、これを第一次大戦後の反動不況を反映しつつ、郡ごとの整理を余儀なくされたことを背景としているとみられる。とはいえ、信用事業についてみれば、順当な拡大を続けていた。販売事業については、急増した時期があるのは、連合会のなかに生糸関係の南3社が産業組合法による組織に改組され含まれたことが理由であった。とはいっても、全体的にみて、販売および購買金額が必ずしも多くなかった。

大正12年 [1923] 年に設立された産業組合中央金庫については、「地方連合会が成立して漸次発展の勢を示して居たけれども、その活動は決して充分ではなかった。特に信用組合連合会に於て

は資金の偏在や、運用の不適正やがあつて、その点は特に大正9年の恐慌によつて明かに示されたのである。この農業恐慌が恐らく産業組合中央金庫設立の直接動機であつた」<sup>43)</sup>。組合員の資金問題については、産業組合大会においても中央金庫設立を求める建議が出されていた。中央金庫の設立に当つては、資本金3,070万円のうち、約半分の1,500万円が政府出資に依拠した。中央金庫

第5表 事業別連合会数累年比較

年 次	信用 (兼営を含む)	販売 (兼営を含む)	購買 (兼営を含む)	利用 (兼営を含む)	計
明治43 [1910] 年	11	9	5	1	13
大正 4 [1915] 年	58	27	35	1	72
9 [1920] 年	86	79	110	2	155
14 [1925] 年	80	113	113	17	200
昭和 5 [1930] 年	65	122	132	23	185

出所：同上。

第6表 連合会資金累年比較（単位：1,000円）

年 次	払込済出資金	積立金	借入金	貯 金	合 計
明治43 [1910] 年	151	32	344	288	816
大正 4 [1915] 年	527	143	1,224	1,080	2,975
9 [1920] 年	2,414	795	7,250	11,560	22,020
14 [1925] 年	9,898	1,664	15,152	59,675	86,391
昭和 5 [1930] 年	16,596	3,904	45,775	148,837	215,113

出所：同上。

第7表 信用事業累年比較（単位：1,000円）

年 次	貸 付 金			貯 金		
	貸付額	償還額	年末現在	受入額	払戻額	年末現在
明治43 [1910] 年	1,085	749	336	805	516	288
大正 4 [1915] 年	3,337	1,976	1,360	2,775	1,695	1,080
9 [1920] 年	24,899	16,447	8,452	38,159	26,598	11,560
14 [1925] 年	118,430	85,686	32,744	190,584	130,909	59,675
昭和 5 [1930] 年	271,864	200,747	71,117	528,408	376,571	148,837

出所：同上。

の状況は第9表にある。

中央金庫と同様に設立の要望が強かった全国購買組合連合会は大正12〔1923〕年に設立されもの、その営業実績は第10表に示したように活発な展開を示したとは言い難かった。なお、生糸などの全国的販売連合についてみれば、昭和2〔1927〕年に設立許可が下りている。

以上のように、東浦は産業組合の経緯をとらえた上で、日本における「組合運動」を振り返っ

第8表 販売購買及利用金額累年比較（単位：1,000円）

年 次	販売金額	購買金額	利用金額
大正元〔1912〕年	7,955	126	—
4〔1915〕年	8,903	357	—
9〔1920〕年	20,560	6,717	—
14〔1925〕年	39,560	12,666	2
昭和4〔1929〕年	59,695	24,281	36

出所：同上。

第9表 信用事業累年比較（単位：1,000円）

年	預り金			貸 出		
	受 入	払 戻	年度末現在	貸 出	償 還	年度末現在
第一年度	60	—	60	—	—	—
第二年度	3,199	2,611	648	17,563	13,985	3,577
第三年度	11,087	10,432	1,302	33,955	24,940	9,014
第四年度	28,795	22,235	7,862	65,903	52,647	13,256
第五年度	79,416	65,974	21,305	129,424	87,754	41,670
第六年度	137,826	120,499	38,632	139,606	86,800	52,805

出所：同上。

第10表 全国購買組合連合会累年比較（単位：1,000円）

年 次	産業用品	経済用品	合 計
大正12〔1923〕年	1,467	167	1,634
14〔1925〕年	3,175	571	3,747
昭和2〔1927〕年	3,644	550	4,195
昭和4〔1929〕年	8,511	945	9,456

出所：同上。

ている。組合ということでは、労働組合などは明治30〔1897〕年に東京で鉄工組合などが生まれ、共働店設立など消費組合運動もこれに連動した。とはいって、明治33〔1900〕年の「治安警察法」により、わが国の組合運動は大きな転機を迎える、「労働者」の消費組合もまた制約を受けていくことになる。この点と産業組合運動との関係について、東浦は「産業組合の目的は本来中小産者の産業経済の発達によって、上層階級の発生を防止せんとするものであつて、此の点は信用組合法案の提出以来繰り返し主張されている所である。此の意味に於て明治33年に一方治安警察法が制定せられ、他方産業組合法が制定されたことは注目すべきである。即ち労働組合の如き階級的組織に対してこれを弾圧し他方兎も角消費組合を認め、特に農村産業組合に重点を置いたことは我が国の労働政策の一半を視ることが出来る。一ここでは消費組合は完全に去勢されているのである」<sup>44)</sup>と指摘する。

その後、労働者消費組合は「労働組合運動の潰滅と共に、殆どその生命を絶たれ、その再興は大正中期、日本に兎も角もデモクラシーの思想が浸潤して、労働者に相当強い地位が確立された後のことである。然るに俸給生活者の協同組合が産業組合法制定と時を同うして誕生し、且つ比較的成長したことは組合法の精神に照らして興味」<sup>45)</sup>を引く。大正になってから労働組合の組織がされ、労働争議も増加した。こうした流れに沿って、労働組合員による消費組合の結成が活発化した。大正8〔1919〕年には、東京で労働総同盟（友愛会）系の月島購買組合、神奈川の川崎信用購買組合、神戸の神戸消費組合、大阪の共益社などがその事例であった。他方、友愛会から脱退して、「階級的」消費者組合の色彩を強めた共働社運動などもあった。こうした傾向について、東浦はつぎのように総括している。

「大正8年を境として『労働運動が急調を以て進んだ。その事態に対応して、消費組合運動も進展した。・・・・遂には消費組合に対して強力な政治的任務が負はされるに至つた。そして此の日本労働運動の急進性—恐らく日本の労働運動は大正5年から昭和に至るわずか10年間に世界の全労働運動が体験した所のものを、身一つに再現したのである—は又その急激なる没落を意味するのであるが、これとの結合に於て消費組合も亦同様の運命を荷はされた。」<sup>46)</sup>

なお、公務員、とりわけ、下級官吏を対象とした協同組合については、明治37〔1904〕年に「産業組合法」によって設立が許可された。協働会がそれであった。その後の労働組合系の消費組合の展開は、昭和2〔1927〕年の金融恐慌による経済的混乱、翌年の「治安維持法」の改正によって再び低迷の時期を迎えた。

他方、農村での産業組合の展開をみると、東浦は大正5〔1916〕年を境にしてその性質が変化したとみる。既述のように、農村での産業組合は主として信用組合を中心として展開してきた。こうした信用組合は大正5年まで、貯金額よりも貸付額が多くなっていた。この貸付の内容に関しては、「産業組合の貸付が非産業的なるものに集中し、而もその貸付が固定して、組合の経営が危機に瀕せる物語るのである。即ち産業組合は中農以上に対して一つの『受信機関』を構成し

たのであって、一面から言へば産業組合は銀行或は公共的資本の貸付市場を開拓し、而もかくして借り入れられたる資金は預金と共に有産階級の借入資本として利用された」<sup>47)</sup> と分析された。この後は、第一次大戦によるわが国経済の急速な発展によって、信用組合は從来の貸出機関から預金機関へとシフトしていった。販売・購買組合の位置づけについては、「自由主義時代の特色として組合の個別的活動が強い。・・・・購買事業は兎に角、販売事業に於ては、生糸及米国の販売が徹底的に大である。・・・・これはいはば産業組合間の自由競争時代である。販売組合に於ても此の点は全く同様だ。・・・・販売事業に於ては米及び生糸の販売が中心であつたといふ点、これは要するに産業組合の性質が一富農的であるといふことの証拠である」<sup>48)</sup> と評価が下される。

農村における産業組合の総体的理解において、東浦は基本的に「産業組合なるものの理論的作用と、実質的作用には大きなへだたりがあ」<sup>49)</sup> ったとみなす。すなわち、つぎの諸点である。

- a) 産業組合そのものの存在が「実は重大なものではなかつた」。信用組合の貸付金にしても農家負債全体からしてもわずか非常しか占めなかつた<sup>50)</sup>。
- b) 産業組合の解散数が明治33〔1900〕年～昭和8〔1933〕年で約1万2千に達しており、「産業組合の社会経済的作用を云々する場合にはこれを忘れてはならぬを思ふ。又現存するものでも死滅と同様のものが相当ある。・・・・現存組合が1万4千に対して1万3千の組合が消滅しているといふことは、出現して消滅することが此の時代に於ける日本の産業組合の本質であつたと見ることすら不可能ではないのである。これは一つの日本の産業組合の経済的薄力に原因し、一つはその『官庁的製造物』たるに基くのである。とすればこれは日本の産業組合の性質であったと見て不當であるまい」<sup>51)</sup>。

先に大正期の労働争議にふれたが、同時期、農村では小作争議が頻発した。争議件数は大正6〔1917〕年に年間85件ほどであったが、大正10〔1921〕年には1,680件、昭和2〔1927〕年には2,052件となり、参加組合数は4,582組合を数えた<sup>52)</sup>。ここで、東浦は一つの問題提起を行い、自ら解答している。すなわち、「(とりわけ、大正の好況期における—引用者注) 産業組合の発展は農民組合運動に対して何等の関連を持たなかつたのであろうか。此の時代に於ける労働組合の発展は直ちに労働者消費組合の興起を促したのである。然るに農村に於ては『産業組合』と『農民組合』とが全然無関係に発展の二つの路を辿つた・・・・農村産業組合が農民運動に關係しなかつたことは農村産業組合をば無産運動弾圧の嵐から救つたことともなる。・・・・農村産業組合が農民組合と無関係に立つたこと、及び無産階級運動の中に消費組合論が台頭したことから、農民運動それ自身の中に農村消費組合を持たんとする運動が起つた。・・・・農民組合を中心とする農村消費組合運動は大体に於て、既存の産業組合を貧農の手に收め彼等の要求に即する組合たらしむることをその指導方針としているが、他方に於れば農民組合を構成員とする消費組合を設立したものもある」<sup>53)</sup>。

東浦は他の協働（同）組織についても言及している。

- ア) 農会—明治32〔1899〕年の「農会法」による。強制組織としてほとんどの市町村に設立。農業技術員の設置と農産物販売斡旋事業（販売は帝国農会が主であり、青果物などが扱われる。購買斡旋は技術的指導と関連した種苗であり、罠業の斡旋もされている）。
- イ) 同業組合一茶業のように業種ごとの独立立法によるものと、「重要物産同業組合法」による組織がある。いずれも強制組織として品質改良など目的とした強制検査が行われる。技術指導や販売斡旋事業もある。
- ウ) 出荷組合一任意協同組合である。地方商人の流通から独立して中央市場へ共同出荷することを目的とする。
- エ) 農家組合（農家小組合、農事実行組合など）—20～30戸の農家が組織単位。農会の単位団体。作物採種園経営、共同購買、共同販売、品評会、講習会、貯金勵行、自給肥料造成、米麦作改良、病虫害駆除、指導・試験経営、農業視察など。
- オ) 貯金組合及び頼母子講—「明治30年代に各地に於て貯金組合が勧奨された。県によりては貯蓄組合準則の如きものを定めたものもある。これは産業組合の普及未だしと、当初産業組合に貯金することが危険視及邪道視されたからでもあり、又貯蓄組合の構成者は産業組合の構成者と異なる点も考慮されねばならぬ。……最近農林省の調査でも頼母子講は殆ど産業組合と同額の金融をなしている。これは信用組合活動が小農民の要求に合致しない所に原因すると思はれる」<sup>54)</sup>。

特に、小農民と産業組合についての指摘は重要である。東浦は農村における産業組合の果した役割についてつぎのように総括する。

「産業組合運動は地主一中農的であつたから、その欠点は他の多くの協同的組織によつて補われなければならなかつた。したがつてその社会的作用はかかる観点から論ぜられなければならないのである。即ち産業組合によつて発展したものが若し地主中農でありますれば、それが貧農に及ぼす関係は自ら明らかである。然し地主中農的であることは、農村組合を非農業的ならしめるのである。貯金は農業のために貸付られず、銀行預金、有価証券となり、貸付金は又非農業的部面に放下される。そして更に、官製組合、地主一中農的組合の特色としての失敗の歴史は、産業組合の社会的作用を特殊なものとして規定せしむるのである。猶協同的活動全体として農業が發展せしめられた点から見れば、当時の自由主義的傾向に鑑み、協同組合が商品生産を發展せしめ、組合活動のある所、組合に加入せるものに対して利益を與へ、生産様式に若干の変化を與へた」<sup>55)</sup>。

つぎに、昭和恐慌下の産業組合の変遷をみておこう。昭和2〔1927〕年の金融恐慌とこれにつづいた昭和恐慌は、とりわけ日本の信用機構に大きな同様を与えた。産業組合もまた預け入れていた預金が銀行の休業によって打撃を受け、産業組合の金融業務も休業せざるを得なかつた。当時の農村においては、都市失業層の増加による帰農者が増加して、農村に大きな負担となつてい

った。また、政府のインフレ政策にもかかわらず、農産物価格は上昇せず、工業製品などとの価格差をむしろ拡大化させた。結果として、農民の自力更正、救農土木事業（内務省と農林省）と「政府をして農業政策担当者としての産業組合の地位を急激に引上げしめた」<sup>56)</sup> 産業組合中心主義、産業組合助長主義が展開することになる。これと並行して、農村金融政策として政府の低利資金の提供などを目的とする「不動産融資及損失補償法」、困窮する信用組合への資金提供を目的とした「産業組合中央金庫特別融通及損失補償法」、「金銭債務臨時調停法」、部落単位で無限及び保証責任の組合を組織させ、その損失補償を府県などが行う「農村負債整理組合法」、信用組合などに対して特定動産の先取特権を与えた「農業動産信用法」などが導入された。

農家を苦しめた米穀価格については「米穀統制法」を適用した。これについて、東浦は、「第一に米価の安定により、産業組合の活動は安全化した。第二に政府買入は百俵単位としたから、集荷の必要上産業組合取扱は増加する。第三農業倉庫は政府の倉庫として借り入れられる。第四に全販連及帝国農会の取扱米に対しては、保証金に関する特典を與へている」<sup>57)</sup> と指摘する。また、昭和8〔1933〕年の豊作による糲共同貯蔵への取り組みは産業組合の地位を高めた。いずれにせよ、この時期には政府の農村へさまざまな形でこ入れが行われた。

産業組合においては、昭和7〔1932〕年大阪市で開催された第28回組合大会で「産業組合拡充5ヶ年計画」の提案が為され、産業組合中央会はこれを決定した。組合数および同会員数の増加が図られることとなった。反面、産業組合は反産運動に直面した。東浦は昭和4〔1929〕年の長野商工会議所で開催された北本州商工会議所連合会の「購買組合の違法行為取締要望に関する件」が決議され、日本商工会議所に提出されたことが政治運動の初期であったと指摘する。その後、地方会議所や全国肥料組合連合会なども加わり、反産運動は高まり、帝国議会にも働きかけがあった。帝国議会への建議、陳情については、衆議院に対しては「産業組合の特典廃止及取締課税に関する請願」、「購買組合保護撤廃並に取締に関する建議」、「肥料政策確立に関する建議」が提出され、肥料については修正をへて可決された。貴族院でも産業組合の特典についての請願が行われたが、不採択となった。

米穀商組合、全日本商権擁護連盟（構成は全日本肥料団体連合会、全国米穀商組合連合会、全国醤油醸造組合連合会、東京府商店会連盟、東京実業組合連合会、三都文具商同業組合、東京護謨工業組合、東京商工会議所、日本商工会議所）が各地に反産運動を展開した。同連盟は昭和8〔1933〕年11月に東京で大会を開催し、宣言と決議を発表した。すなわち、

「最近購買組合及販売組合の進出により中小商工業者の蒙る脅威と圧迫とは頗る深刻なるものあり正に商権の危機なりとす而も斯かる商権圧迫が政府の産業組合に対する過度の保護助長政策に胚胎することは眞に黙過すべからざる所なり……政府当局に於ては農村匡救の美名の下に今や一層産業組合の拡大強化を図らんとする方策なりと伝へらる、果して斯の如き認識不足の政策の継続せらるるに於ては窮境に沈淪せる中小商工業者の怨嗟の声を高め遂に思想を激化

せしむるに至らんことを慮る……吾人は此の如き認識不足若くは根本的誤謬に基く偏頗不公正なる産業組合拡大強化政策の是正を強調し極力過大不当なる購買組合、販売組合保護助長の特典を撤廃すると共に中小商工業者に対する重大なる圧迫を除き、組合と営業者との均等公平なる待遇の実現に遭遇し以て危機に瀕する商権擁護の確保を図らんことを期す……」<sup>58)</sup>。商権擁護に関する決議についてはつぎのようなものであった。

1. 購買組合、販売組合の事業に官憲の関与を厳禁すること
2. 購買組合、販売組合に対する国費及地方費の補給を廃止すること
3. 購買組合、販売組合に対する各種免除の特典を廃止すること
4. 購買組合、販売組合の違法行為脱法行為の取締を敢行すること
5. 其他購買組合、販売組合に対する保護助長の特典を廃止、営業者と均等の待遇をなすこと。

こうした反産運動に対しては、産業組合側は全国農産産業組合協会を結成し、反・反産運動を展開することになる。東浦は反産運動の背景についてつぎのように分析する。

「反産運動は一つは恐慌期に於ける独占資本の進出による中小商人の困難を産業組合の責任に転化せしめたものである。反産運動以来例へば反デパート運動の如きが如何に沈静に帰したかを見よ。又組合組織化は金融資本にとつては結構なことなのであるが、肥料資本の如きは肥料商の自己に対する矛先を、組合に向けることによつて、商人との対立を蔽つているのである。而して今は一面には兎も角大衆組織としての産業組合への金融資本一般憂慮、ある種の統制政策に対する資本の反対等が、反産陣営に若干の姿を現はしていることは見逃してはならぬ」<sup>59)</sup>。

さらに、東浦は「反産運動の吟味」として、①産業組合の発展が中小商業者に影響を与えたのではなく、恐慌に中小商業者などの困窮の原因があること、②百貨店など大規模小売商の拡大、③商業者の数は不況のためにむしろ増加して、競争を激化させた面があること、などを指摘した<sup>60)</sup>。その後の運動を概観しておくと、米穀統制組合の結成により過剰米の統制を行い、国内においては販売組合、農会にその役割を果たさせようという「米穀自治管理法案」と、繭の処理に組合統制を持ちこんだ「産繭処理統制法案」を政府が議会に提出したことをめぐって、反産運動、反・反産運動が再燃した。米穀商は統制色の強い法案に反対し、繭に関しては仲買業者や製糸業者が反対した。此れに対して、産業組合は法案に賛成した。結局のところ、法案は審議未了となつた。とはいえ、衆議院での審議において、反産的修正が行われた。そして、政友会は付帯決議として「産業組合の違法行為の取締を厳にして官僚化と営利化とを排除し産業組合本来の使命に於て其の健全なる発達を計るべし」、民政党は「産業組合の指導監督を徹底せしめ、以てその法規を逸する行為を止め、産業組合本来の使命に従ひ健全なる発達を図ること」「産業組合と米穀商業組合との協調を計り、円満なる発達を遂げしむる為周到なる施設をなすこと」を発表したことからも忖度できるように、議会において反産運動が政党の関心のあるところとなつていった。

産業組合は、東浦も指摘するように、元来、官製組合的側面を強く刻印させながら発展したこ

ともあり、政党色を回避した側面があった。しかしながら、反産運動が議会に持ち込まれたことにより、第67議会においては「於是産業組合は又此の反産政治勢力に対する反対勢力を結成すべき衝動にかられ」<sup>61)</sup>といった。この母体の一つは昭和8〔1933〕年に結成された全国農村産業組合協会であった。昭和10〔1935〕年に長野市で開催された第31回全国産業組合大会では選挙対策も議論対象となった。東浦は昭和10〔1935〕年までの産業組合の現状をつぎのように総括した。

「今や日本の産業組合は農業政策の担当者としての王座に座った。……過去数十年に亘る『生産増殖政策』が他の政策に転嫁したからである。特に価格政策が重心をなすに至ったからである。（中略）政府は補助金、低利資金を供与することによって産業組合の普及、系統化を促進しつつある。換言すれば政府は産業組合の手を通じて、農村救済の資金、販・購買資金を出すと共に、各種の意味での組合的統制を企画しているのである。これは政府としては、経済的責任を産業組合に負はしめ、且つ政府の意図する政策を実現せしむる一石二鳥の政策である。扱て然し此の産業組合の変容の中から次の問題が起つて来る。即ち政府は産業組合によらなければ農業政策を実現することが出来ぬ。そこでこの目的のために、産業組合を大衆化し、それを強化すれば、そこからは様々な大衆的要望が生まれて来る。これを何う処理するかといふ所に今後の問題があり、その処理方法は今現に反産運動を利用する形に於て明かに現はれているのである。ここに『自主的』に『大衆化』の行はれない此の運動の悩みがある。そして此の悩みを突破するものが産業組合自身であるか、否かは……兎も角産業組合を通じて、直接国家が経済的に農民を動かす力を強化しつつあることは争へない事実である」<sup>62)</sup>。

東浦の産業組合についての分析は、反産運動と反・反産運動をめぐる当時の状況まで、その後の戦時統制下での変容までに及んでいない。

## 注

- 1) 明治31〔1898〕年～昭和24〔1949〕年。三重県伊勢市の上層自作農家に生まれる。大正12〔1923〕年東京帝国大学卒。帝国農会に入り、農政の調査研究に従事し、後に指導者層の一人となる。第二次大戦後は農会解散と新たな農業協同組合発足後の混乱に苦悩し、彼を死に追いやることとなる。全国農業会副会長、農業復興會議副議長や参議院議員などとなる。『日本産業組合史』の執筆時は帝国農会幹事・内国調査局専門委員の肩書きとなっていた。
- 2) 東浦庄治『日本産業組合史』『産業組合全書』第9巻、昭和10〔1935〕年、高陽書院。本論で引用しているのは、同修正第3版（昭和12〔1937〕年）、2～3頁。
- 3) 同上、3頁。
- 4) 当然ながら、当時のロシア革命によるソビエト連盟の成立が強く意識されて、協同組合論が展開さ

れていたことはいうまでもない。東浦も「序論」で「ロシアに於ける協同組合はかたちの上では社会主義体制以前に於ける組織、経験を利用して居るけれども、資本主義時代に於ける協同組織はロシア革命に対して積極的役割を演じたものではなかったといふことが一つ。機能としては配給組織の整備、生産の社会化を目標として居ることが一つ。即ち協同組合は普通の国では資本主義の線に副ふて居り、ロシアに於いては社会主义の線に副へて居る」とふれている。同上、4頁。

- 5) 同上、9頁。
- 6) 同上、13～14頁。
- 7) 同上、18頁。
- 8) 同上、19頁。この問題については、東浦は近藤康男氏の所論によく言及している。同氏は明治32〔1899〕年、愛知県岡崎市の農家に生まれ、大正14〔1925〕年東京帝国大学農学部卒。東大農学部教授（農政学）を勤めるが、昭和18〔1943〕年追放。敗戦の翌年に復帰、農林省統計局長を兼務。平成11〔1999〕年に100歳を超える。東浦とほぼ同年輩であるが、日本の農政あるいは農業組合運動を大正、昭和、平成と見守ることになる。なお、東浦は近藤康男（当時は東京高等農林学校の助教授）の論文「産業組合論」（『中央公論』昭和10〔1935〕年4月号所収）に言及して、「氏は協同組合を以て『被圧迫階級の解放運動の一分野』と理解されて居るのであるから、協同組合と階級の問題に就いてもつと別個の考へを持って居られるのかと思ふが、……農村から小売貸しを駆逐したり、農業を商品生産化したりする協同組合の作用は階級文化といふ様な問題と果して無関係であろうか。……近藤氏の考へ方とは反対に、日本では一般的に産業組合運動は中小産者の擁護運動であるとの見方が行われて居る。これは此の運動が官庁の哺育に負ふて居る所の事実と相照応する見解であって、日本の産業組合運動は此の目標に下に指導されて来たものと見て良かろう」。同、21～22頁。
- 9) 嘉永2〔1849〕年～大正14〔1925〕年。山形県米沢市に生まれる。明治2〔1869〕年に上京、明治4〔1871〕年にドイツに留学する機会を得る。博士号を取得後、内務省、大蔵省、法制局などを経て、伊藤博文の渡欧憲法調査に同行。やがて、品川弥二郎の知遇を得て、産業組合法案の起草に大きな役割を果たしていくことになる。桂太郎内閣の農商務大臣、内務大臣（第二期桂内閣）に就く。大日本産業組合中央会の設立にも大きな役割を果たし、自ら会頭となり、産業組合中央会の発足とともに初代会頭となる。
- 10) 平田は報徳運動について「二宮氏が各人分度外の収益を社会的目的に使用すべきの説を唱へたるは即ち封建政治の保守的社会主义に基き立案したものなること疑ふに足らず」と指摘した。同上、27頁。
- 11) 同上、28～29頁。
- 12) なお、郷蔵、頼母子、報徳社について概略しておく。郷蔵は一般に徳川期以前により存在し、協同的な備荒制度であった。郷村在住者が身分相応に出穀貯蔵して、凶作に備える制度であった。東浦自身は「要するに郷蔵なるものは豊作の時に於て、社倉的に凶作のために村民が貯穀をなすのであって、

此の制度は封建時代の如く、交通が不便であって、米穀の取引きが不自由であった場合には相互的備荒制度としては相当有力なものであった。然るに明治の改革以後本制度は若干の地方に於ける例外を除いて殆ど潰滅し終つた」。頼母子は中世以来の相互に融通し合う金融制度である。無尽ともいわれる。毎回の会合で懸銭を出資し合い、参加者の一人に配当しつつ、全員に配当が終了した時点で解散するが、永続化して維持されることもある。報徳社は二宮尊徳のいわゆる報徳思想を実践するための組織であった。天保4〔1833〕年、小田原町民19名が組織した小田原仕法組合がその最初といわれる。互助金融や社会事業による家や村の再興が目指された。明治になり、この運動は全国に展開し、明治政府も勤勉儉約貯蓄奨励策として重要視し、地方改良運動の一環に組み入れられていった。大日本報徳社がのちに組織された。

- 13) 東浦前掲書、46頁。
- 14) 同上、48頁。
- 15) 同上、51～52頁。
- 16) 同上、54頁。
- 17) 東浦は「興業意見はかやうに貯蓄の必要性を説いているが、この思想はやがて政治上の方針として現はれたものと思料される」と述べるが、『興業意見』が地方農民にどれほどの影響力を及ぼしたかは検討を要する課題である。このほかに、マイエットが『農業保険論』で農民貯蓄組合の必要性を説いていることも強調されている。ただし、わが国の産業組合法案に大きな影響力をもった平田東助が「マイエットの翻訳係りをしたことがある」ことの方が重要であったろう。同上、59～60頁。
- 18) 同上、68～70頁。
- 19) 同上、81頁。
- 20) 同上、84～85頁。
- 21) 同上、88頁。
- 22) 同上、97頁。
- 23) 品川のドイツ留学は明治3〔1870〕年～明治8〔1875〕年であり、シュルツの信用組合運動に奔走し、法律として制定されたのが明治4〔1871〕年であったから、品川自身にもこうした運動についての知識はあったであろう。東浦は平田とドイツ組合運動との接点について、「平田氏は品川氏の紹介により、明治9年頃からマイエットの翻訳掛りをやつて居た（伝記）のであるから、彼を通じて種々知識を吸収していたと思ふが、其の間ライファゼンの思想に就いて思想的交渉があつたものか何うか明かでない。又マイエットの農業保険論には独逸の産業組合のことが出て居り、貯金組合に就いても書かれているので、貯金組合に平田氏が若干の関係を持つたかとも思われるが、信用組合の思想的背景から見てこの種の運動には比較的関しなかったと見て良いと信ずる」とみている。同上、107～108頁。
- 24) 同上、108頁。

- 25) 同上、111頁。
- 26) 同上、120頁。
- 27) 同上、122頁。
- 28) 同上、123～124頁。
- 29) 同上、128頁。
- 30) 同上、129頁。
- 31) なお、同法案では組合の資本は持分によることとし、持分一々の金額は十円以上で平等、且つ組合員は五口以上の持分を有するを得ない、とされた。
- 32) 同上、137頁。
- 33) 同上、なお、この前後にわが国の特殊金融機関が誕生していることに注目していく。明治29〔1896〕年には「日本勧業銀行法」、「農工銀行法」、明治32〔1899〕年には「北海道拓殖銀行法」、明治33〔1900〕年には「日本興業銀行法」が制定された。
- 34) 同上、150頁。
- 35) 同上、155頁。
- 36) 同上、156頁。
- 37) 同上、169頁。
- 38) 同上、172頁。
- 39) こうした方向性は第4回全国産業組合大会でも提案された。詳細は東浦前掲書、174～176頁を参照。
- 40) 同上、178～179頁。なお、大日本産業組合設立趣意書には「経済上の競争殊に文明利器利用は、優勝劣敗に一大動機を與へ、小農小商工業者は漸く其の産業を失はんとするの傾向あり、従つて貧富の懸隔漸く甚だしからんとするの趨勢あり。加之戦後必ず来るべき、又来らざるべからず我が経済範囲の膨張と、経済作用の発達とは、此の傾向趨勢をして急且つ大ならしむるものあらん」とある。
- 41) 同上、183頁。とはいへ、事業機関として物資、金融の仲介斡旋を一時行った。
- 42) 同上、187頁。
- 43) 同上、192頁。
- 44) 同上、215頁。
- 45) 同上。この背景には、わが国での社会主義運動があったことは言うまでもない。明治34〔1901〕年には幸徳秋水、片山潜等によって社会民主党が組織されようとしたが、即日解散を余儀なくされた。5年後に日本社会党が組織され、西園寺内閣はその結成に許可を下している。大正9〔1920〕年には鈴木文治による友愛会が組織された。こうした労働運動と並行して、労働争議数も増加した。
- 46) 同上、221～222頁。
- 47) 同上、227頁。
- 48) 同上、230頁。

- 49) 同上、231頁。
- 50) 同上、231頁。
- 51) 同上、234～235頁。
- 52) 大正末には「小作調停法」が制定されたことは、この時期の小作問題の深刻化を物語っている。
- 53) 同上、237～238頁。
- 54) 同上、244頁。
- 55) 同上、245頁。
- 56) 同上、260頁。
- 57) 同上、266頁。
- 58) 同上、282～283頁。
- 59) 同上、288頁。
- 60) 同上、286頁。
- 61) 同上、299頁。
- 62) 同上、328～341頁。